

日南市二地域居住等推進に関する調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルの目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、日南市二地域居住等推進に関する調査業務を委託するに当たり、都市部住民等へのアンケートやヒアリング、関連する統計データ等を分析することで得られた結果を基に、本市での二地域居住等の推進につなげるプログラムの立案方法などを総合的に評価した上で、最も適格と判断される事業者を委託契約の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 日南市二地域居住等推進に関する調査業務
- (2) 業務場所 日南市内
- (3) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年8月1日（土）から令和8年11月30日（月）まで
- (5) 提案限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案限度額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することはできない。

3 受託候補者の決定までの事務手順及びスケジュール

	項目	期日
1	プロポーザル公募開始日	令和8年6月1日(月)
2	参加申込書兼誓約書の受付締切日時	令和8年6月15日(月) 17時まで
3	質問の受付期間	令和8年6月15日(月) 12時まで
4	質問に対する回答	令和8年6月18日(木) 17時まで
5	参加資格確認結果通知日	令和8年6月18日(木)
6	企画提案書の提出締切日時	令和8年7月2日(木) 17時まで
7	プレゼンテーションの実施	令和8年7月15日(水) 予定
8	審査結果通知	令和8年7月下旬 予定
9	契約締結日	令和8年7月下旬 予定

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない

こと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎県内に本店、支店又は営業所等を有し、当該業務を的確に遂行する能力やノウハウを有すること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が、日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

5 参加申込書の提出

(1) 必要書類

本件プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

番号	名称	様式及び添付書類
1	参加申込書兼誓約書	【様式第 1 号】
2	応募者の概要	【様式第 2 号】
3	法人にあつては、登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本等）の写し	取得後 3 か月以内

- (2) 提出先 「11 担当課及び提出先」に記載のある事業担当課に提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）とする。なお、持参する場合は、平日の 9 時から 17 時までとする。
- (4) 提出期限 令和 8 年 6 月 15 日（月）必着。
- (5) 結果通知 参加申込の結果については、令和 8 年 6 月 18 日（木）までに通知する。

6 実施要領等に対する質問及びそれに対する回答

実施要領等に対し質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問書（様式第 5 号）
 - ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）で提出するものとし、その他（電話、FAX 等）の方法では受け付けないものとする。
- (2) 受付期限 令和 8 年 6 月 15 日（月）12 時まで
 - (3) 提出先 電子メール jinko@city.nichinan.lg.jp
 - (4) 回答 質問に対する回答は、質問者名を伏せて令和 8 年 6 月 18 日（木）17 時までに市ホームページに掲載する。ただし、本件の趣旨から乖離した質問に対しては回答しない。

7 企画提案書の提出

(1) 必要書類

番号	名称	様式及び添付書類
1	企画提案書	【様式第3号】 (1)仕様書を踏まえ、本事業の目的、要件等を反映した提案内容とすること。 (2)企画提案書は1者1案とする。 (3)文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。 (4)提出書類はA4判片綴じを原則とする。部分的にA3を使用する場合は、A4サイズに折ること。 (5)企画提案書の枚数は制限しない。 (6)ページ番号を付すること。
2	提案見積書	【様式第4号】

- (2) 提出部数 正1部、副6部（上記の書類をすべてクリップで留めること）
- (3) 提出先 「11 担当課及び提出先」に記載のある事業担当課に提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）とする。なお、持参する場合は、平日の9時から17時までとする。
- (5) 提出期限 令和8年7月2日（木）必着。

8 事業者の選定

(1) 審査の実施

- ① 実施日時 令和8年7月15日（水） 予定 ※詳細は別途通知
- ② 実施場所 日南市役所内
- ③ 実施方法 対面で実施することとする。
- ④ 実施時間 各提案事業者 35分間（説明20分以内、質疑応答15分程度）
- ⑤ 上記①～④に関して、詳細は別途通知する。

(2) 審査方法

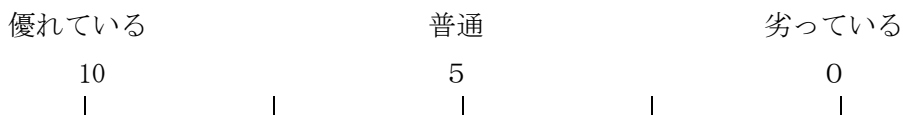
- ① 受託者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、選定委員会の中で審査を行う。
- ② (3)に掲げる評価基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、最も得点の高かった提案事業者を受託候補者として選定する。
- ③ 提案者が1者であっても、本件プロポーザルは成立するものとする。
- ④ プレゼンテーションは提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。
- ⑤ プレゼンテーションでプロジェクター等の使用を希望する者は、事前に市担当者と協議すること。

- ⑥ 総評価点数が満点の5割に満たない者については、受託候補者として選定しないことがある。
- ⑦ 得点が同点の場合は、委員長が順位を決定する。
- ⑧ 受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、失格事項に該当した場合又はその他の理由で契約の締結が不可能となった場合は、次点の提案事業者を受託候補者とする。
- ⑨ 審査結果についての異議は一切認めない。

(3) 評価基準

項目	評価ポイント		基礎 点数	傾斜	配点
実施計画 (60点)	①	・事業目的を十分に理解した提案となっているか。	10	1	10
	②	・効果的な調査方法・分析方法の提案となっているか。	10	2	20
	③	・実施スケジュールは現実的で実現性があり、各工程の期間設定は妥当か。	10	1	10
	④	・効果的な体験プログラムの立案が期待できるか。	10	2	20
実施体制 (30点)	⑤	・業務の実施にあたり、適切な人員が配置されており、本業務を遂行する能力があるか。	10	1	10
	⑥	・本業務に類する事業を実施した実績を有しており、知識、ノウハウ、経験を活かすことが期待できるか。	10	2	20
経費 (10点)	⑦	(全提案者中の最低見積価格÷提案者の見積価格)×10点 (小数点以下切捨て)	10	1	10
合 計					100

<採点の考え方>



(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定作業終了後に全ての提案事業者に書面で通知するが、審査経過は公表しない。また、書面通知後に市ホームページにおいて次の事項を公表する。

- ① 受託候補者の名称又は商号、点数
- ② 受託候補者以外の点数

(5) その他

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 提出書類及び提案内容に虚偽の記載があった場合
- ② 見積金額が提案限度額を超えている場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

9 契約の締結

- (1) 受託候補者となったものが令和7、8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、結果の通知後速やかに入札参加資格申請を行うこと。
- (2) 受託候補者が名簿に登録されたことを確認した後に、受託候補者と日南市との間で契約締結のための仕様書等の調整を行い、その仕様書に基づく見積書を徴収し、仕様書及び企画提案書の内容を基に随意契約を締結する。なお、契約手続及び契約書は、当市の定めるところによる。
- (3) 契約締結に当たっては、受託者は日南市財務規則（平成21年規則第50号）第132条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第1項各号に該当するときは免除することができる。
- (4) 契約代金の支払いは概算払いとし、業務完了後に精算し、残金については返還することとする。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、11の連絡先に、参加辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) 提案に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出期限を過ぎた後の書類の提出、再提出、訂正、差し替えは認めない。ただし、市の指示があった場合は除く。
- (5) 提出書類は、本件プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、日南市情報公開条例に基づき公開される場合がある。また、関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (6) 提案内容は、契約締結時に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (7) 参加者は、業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らさないこと。なお、業務が完了した後も同様とする。

11 担当課及び提出先

日南市 総合政策部 未来創生課 人口問題対策係（担当：竹下）

電子メール：jinko@city.nichinan.lg.jp

住所：〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

電話：0987-31-1128 F A X：0987-31-1191

開庁時間：月曜～金曜日 8時30分～17時15分（祝・休日を除く）

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。